

砂川市規則第19号

令和5年6月26日

砂川市における新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市における新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

砂川市における新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「することが見込まれる」を「した」に改め、同条第3項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度相当分」に、「令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の方法によって徴収するもの及び同期間に特別徴収の方法によって徴収」を「令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に普通徴収の納期限が到来」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。

第3条第2項中「することが見込まれる」を「した」に改める。

第4条第2号本文中「が見込まれる」を「した」に改め、「及び収入の見込み」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第5条中「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改める。

第6条の見出し中「及び変更」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。